

K
S
K
P

兵家連

(平成18年2月) No.51

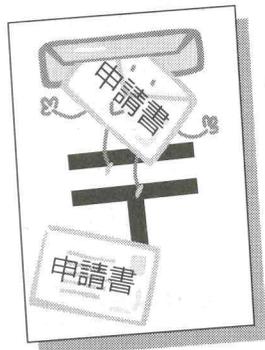
編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650-0016 神戸市中央区橋通4丁目1-28
辻ビル2F

TEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615
Eメール dfbbd601@kcc.zaq.ne.jp



障害者自立支援法が動き始める

“精神通院医療費公費負担制度を
利用されている皆さん、
申請手続きはお済みですか？”

障害者の皆さんには、障害者自立支援法の一部がいよいよ平成18年4月から施行される事は既にご承知の事と存じます。これまで政省令など具体的な内容については、まだまだ未発表のところが多いですが、既に現行の精神通院公費医療や厚生医療・育成医療は「自立支援医療費制度」に変更され、制度変更の手続きが始まっております。

第一段階として、精神通院医療費公費負担については、現行制度の利用者である障害者の皆さんのお手許に自立支援医療の変更に伴う申請手続書と案内書が既に届けられて、市町により締め切りが異なりますが、申請手続きが出来るように着々と進められております。

★申請書や案内書が、未だ来ていない人はいませんか？

お問い合わせは、各市町の保健所又は精神保健福祉担当課へ。



精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての
電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時 ☎ 078-360-3610



KSKP 一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可

毎日発行

精神通院医療費公費負担制度が 「自立支援制度」に変わります

あなたの支払う医療費が
いくらになるか、
毎月見ておきましょう

◁月あたりの自己負担上限額表▷

所得区分		月額負担上限	
1	生活保護世帯	0円	
2	市民税非課税世帯で、受診者(18才未満の場合は保護者)の収入が80万円以下	2,500円	
3	市民税非課税世帯で、受診者(18才未満の場合は保護者)の収入が80万円超	5,000円	
4	市民税額(所得割)が20万円未満	医療保健の自己負担限度額まで	
5	市民税額(所得割)が20万円以上	自立支援医療制度の対象外	
6	市民税課税世帯④⑤の内、高額治療継続者(継続的に高額の治療費負担のある疾病の人)	市民税額(所得割)が2万円未満	5,000円
		市民税額(所得割)が20万円未満	10,000円
		市民税額(所得割)が20万円以上	20,000円

(注) 1. 同一の健康保険加入者を世帯とする。

(注) 2. ()内は重度かつ継続の対象者の人=精神通院医療費公費負担…統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)など。厚生医療・育成医療…じん臓・小腸・免疫機能障害。

申請手続きについて

お住まいの市町村窓口での手続きが必要になります。

必要書類

- ①申請書 ②健康保険証の写し ③市町村住民税証明書等 ④本人の16年度中の収入が分かる書類 ⑤医師の意見書 等

(注) 1. 必要な書類は、課税状況等によって異なります。また、書類の内容は、各市町村によって異なる場合があります。

(注) 2. 平成18年4月以降も通院を続ける方は、必ず手続きが必要になります。

あなたの
家族会の声を



各市町の首長に

- 各市町の家族会のみなさん、各市町の首長に要望書を!
- すでに、国から県へ、
そして県から各市町へと権限が動いています

* 緊急課題の要望事項 *

1. 国民健康保険条例による精神医療付加金の継続

従来の精神通院医療費公費負担制度は、自立支援法により(厚生医療・育成医療も含めて)「自立支援医療費制度」に変更されるため精神保健福祉法32条が廃止され、従来の国民健康保険条例による精神医療付加金が無くなる可能性があります。すなわち、4月から今までの精神通院医療費公費負担制度を利用されていた方は、収入に応じて原則1割負担(0から10%負担)が始まります。よって、各地域の家族会は障害者の医療負担を少しでも軽くするために、各市町の国民健康保険条例における精神医療付加金の継続をそれぞれの首長に要望し、活動を強力に推し進めて下さい。

2. 自立支援医療制度の変更申請手続きにおいて、 必要な診断書等の無償交付の実施

既にご承知のとおり、今回、従来の精神通院医療費公費負担制度(厚生医療・育成医療含め)が「自立支援医療費制度」に変更されることにより、新しく変更手続きをしなければなりません。この時、手続き上、必要に応じて医師の診断書(意見書)の提出が求められていますが、この診断書の発行費用は、それぞれ病院や診療所により有料のところもあれば無料のところもあり、決まっておりません。

今後、自立支援医療費制度による申請手続きは毎年実施されるため、各地域の家族会は障害者の医療負担を少しでも軽くするために、無償交付の実施をそれぞれの首長に要望し、活動を強力に推し進めて下さい。

また、この問題は兵家連でも全家連を通じて厚生労働省に申し入れするように要望したい。

平成17年度

精神障害者相談員 養成研修会のお知らせ

同じ悩みを持つ精神障害者や家族等、身近な者が相談に応じる精神障害者相談員制度が平成18年4月より始まります。制度開始にあたり、市町より推薦を受けた相談員を対象に、以下の通り研修を行います。



開催時期及び開催場所

対象圏域	日程	会場	予定人数
西播磨・中播磨	3月7日(火)	イーグレ姫路セミナー室A	50名
阪神南	3月8日(水)	神戸学習プラザ第4講義室	50名
北播磨・丹波	3月14日(火)	社総合庁舎別館3A会議室	20名
阪神北	3月15日(水)	神戸学習プラザ第4講義室	50名
東播磨	3月17日(金)	明石市生涯学習センター学習室3	25名
淡路	3月23日(木)	津名健康福祉事務所会議室	15名
但馬	3月24日(金)	豊岡総合庁舎内 福利厚生センター会議室	20名

※原則、地域別で研修会を開催しています。

都合により別会場を希望される方は(078)341-7711(内線3292)までご連絡ください。

研修内容

時間	内容(予定)	担当
10:00～11:00	精神障害者に関する行政施策 ～精神障害者相談員制度について～	障害福祉課職員
11:00～12:00	社会資源の活用と相談の実際	健康福祉事務所職員
12:00～13:00	休憩	
13:00～15:00	相談員の役割について ～相談活動の心構えと留意事項～	外部講師
15:00～16:00	相談員からのメッセージ	外部講師

平成17年度

兵庫県障害者芸術・文化祭 開催される



平成17年12月23日(日)

県障害者福祉大会
県身体障害者作品展
ひょうごゆうあい音楽祭

兵庫県立芸術文化センター2F・中ホール
西宮市北口ギャラリー
西宮市大学交流センター

平成17年度より、従来から別々に開催されていた事業を、第4回全国障害者芸術・文化祭「ふれ愛のじきく兵庫大会」の兵庫県での開催を契機に、県障害者福祉大会・県身体障害者作品展・ひょうごゆうあい音楽祭のそれぞれを、統一して開催されることになりました。

- 1 兵庫県障害者芸術・文化祭 (ハンドベル演奏他)
- 2 ひょうごミニバザール (小規模作業所の製品等の展示即売他)
- 3 ひょうごユニバーサル展
- 4 パネルコーナー (「のじきく兵庫大会」PR展等)
- 5 兵庫県障害者福祉大会

県下の障害者、福祉関係者及び一般県民が一堂に会し、障害者福祉に対する共通の認識を得る契機とすると共に、永年にわたり、障害者の自立と社会参加のために、障害者福祉に貢献した団体・個人を表彰することを目的とした大会。

(主催) 兵庫県、(財)兵庫県身体障害者福祉協会、(財)兵庫県手をつなぐ育成会、
(社団)兵庫県精神障害者家族会連合会

《(社団)兵庫県精神障害者家族会連合会会長表彰》

受賞
おめでとう
ございます

(右記の方が受賞されました)

●個人表彰[家族会]

石川 洋子氏 (木の根)	井出山しげの氏 (むぎのめ)
上田 一男氏 (あさぎり)	大西 月美氏 (夢工房)
竹内 省三氏 (ほのぼの会)	西川 金吾氏 (てっせんの会)
火和須恵子氏 (尼崎西)	山本 勝利氏 (にじの会)
吉田 恵子氏 (心のワークセンター)	

●個人表彰[福祉関係者]

東 八千生氏 (ボランティアーいずみ)	
西川 良一氏 (木の芽福祉会)	山口 悦子氏 (ざくろ作業所)

●団体表彰

さつき作業所 (尼崎市・尼崎西家族会)

第3回

兵庫県精神障害者スポーツ (バレーボール)大会の 地区予選大会始まる

既に第3回となりますが、精神障害者の人達が仲間づくりや体力向上等と少しでもスポーツが出来るように、兵庫県の精神保健福祉協会が主体となって、病院、作業所、福祉関係者、県のバレーボール協会、学生・一般ボランティアの皆さんの協力により、数多くの障害者の方がバレーボール大会に参加出来るようになり、大会を盛り上げています。

また、今年は兵庫県で「のじぎく兵庫大会」のオープン競技に予定されており、既に各地で41チームが本大会に向けて予選大会が開始されています。

大会概要

1 地区予選

- 2月2日(木) 東播磨・北播磨・(但馬地区) アスパル多可町健康福祉センター
 - 2月7日(火) 西播磨・中播磨・但馬地区 姫路市立中央体育館
 - 2月23日(木) 阪神南・阪神北地区 兵庫県立総合体育館(西宮市)
 - 1月24日(火) 神戸市地区全般 王子スポーツセンター
- (注) 神戸市は独自で開催

2

兵庫県大会

- 5月28日(日) 兵庫県立総合リハビリテーション内、新体育館(神戸市西区曙町)

3

①のじぎく兵庫大会

9月30日(土)～10月10日(火)

②障害者スポーツ大会

10月14日(土)～10月16日(月)

③バレーボール大会(オープン競技)

10月14日(土) 開会式

10月15日(日) 試合日

10月16日(月) 閉会式



詳細をご希望の方は、兵庫県立精神保健福祉センターのバレーボール大会事務局
にお問い合わせ下さい。TEL (078) - 252 - 4980

精神保健について の話題

兵庫県知事と歓談

平成18年の年始挨拶を兼ねて、井戸県知事と懇談を行いました。

精神保健について 県会議員懇談会

例年、年末には精神保健について超党派の県会議員の懇談会がありましたが、今回は公明党の県議員渡部登志尋幹事長以下議員(9名)と兵家連が初めての懇談会が開催され、兵家連として精神障害の当事者とその家族及び施設・作業所の窮状を訴え、更に、この4月から施行される自立支援法が如何に問題の多い法律であるかを訴え、県会より国・厚生労働省に訴えて頂きたい旨を要請しました。

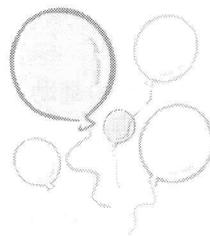


各地区の当事者とその家族(会)、そして精神保健福祉関係者の方が一堂に会して、精神保健福祉の研修会が開催されます。皆さんお揃いでご参加下さい。



平成17年度 阪神地区精神保健福祉研修会

- 日 時 / 平成18年2月25日(土) 13時より16時まで
- 場 所 / いたみホール 中ホール (6F)
- 講 演 / 「こころの病気にかかっても」
～元気に暮らせる地域づくり～
- 講 師 / 西村 健氏 (大阪大学名誉教授)
- 参加費 / 無 料
- 問い合わせ / NPO法人ICCC (伊丹市昆陽8丁目53 どりー夢内)
TEL (072) 777-1001, FAX (072) 777-1116



平成17年度 淡路地区精神保健福祉研修会

- 日 時 / 平成18年3月25日(土) 13時30分より16時まで
- 場 所 / 淡路精神障害者生活支援センター「麦畑」(洲本市上加茂7)
TEL (0799) 26-0525
- 講 演 / テーマ (未定)
- 講 師 / テーマは未定ですが、講師として多田トモ子氏(神戸親和女子大教授)等、
パネラーとしての参加者も含めて、準備を致しております。
- 参加費 / 無 料
- 問い合わせ / 津名健康福祉事務所: 坂東氏まで TEL (0799) 62-0181

授産施設や 作業所の ゆくえは？

地域活動支援センター事業の 概要について*

厚生労働省が昨年12月26日、地域活動生活支援センターの概要を発表しました。これまで障害者自立支援法の中で、地域生活支援センターの位置づけや授産施設の方向、そして、作業所の位置づけ等が不透明でしたが、ここに来て漸く移行先が少し見えてきたようです。

概要

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟に事業を実施。

事業の具体的内容

- ① 「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。
 - ② ①に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型を設定。
 - a Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。
 - b Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。
 - c Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実。
- （このほか、Ⅲ型には個別給付事業所に併設するタイプの施設を想定）

留意事項（補助額、補助方法について）

- ① 基礎的事業の補助
地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。
 - ② Ⅰ型～Ⅲ型の補助
 - ①に加え、「地域活動生活支援センター機能強化事業費」として国庫補助を実施。（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 以内）
 - （国庫補助加算標準額（満年度ベース（案））Ⅰ型600万円、Ⅱ型300万円、Ⅲ型150万円）
- 別紙の差し込みの「地域活動支援センター事業の各事業内容について」もお読み下さい。

精神科救急相談窓口の電話番号案内

兵庫県健康生活部では、平成15年7月1日より精神科救急の受理窓口を設け、救急相談を受け付けていますので、緊急の場合にご利用ください。

救急相談窓口の電話番号 **078-265-0600**

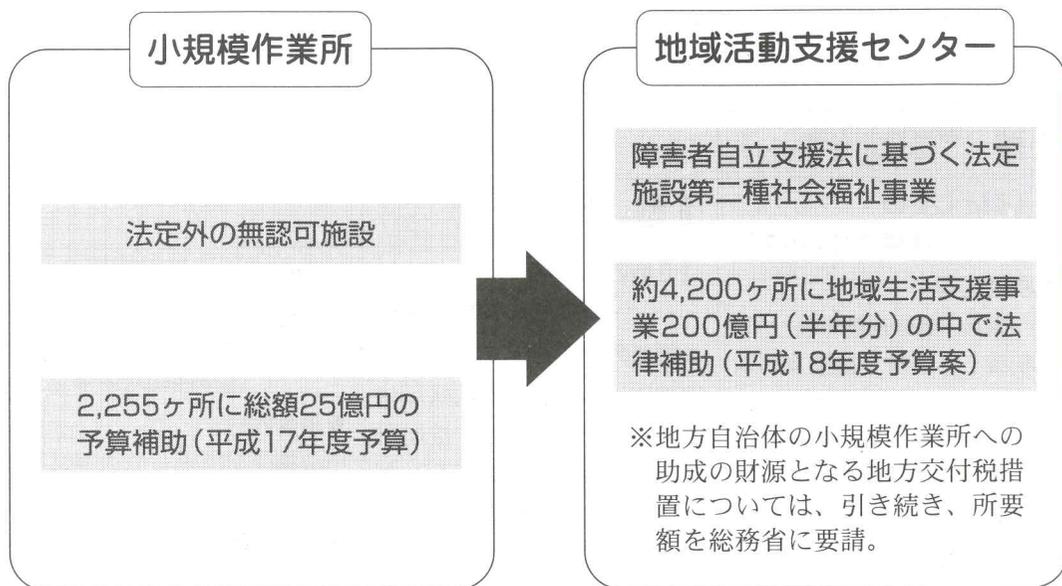
◆利用される場合は、氏名・住所・連絡先を対応職員に告げて下さい◆

地域活動支援センター事業の各事業内容について

- * 地域活動生活支援センターの基礎的な事業は、地方交付税による、小規模作業所に対する自治体補助事業の一部を財源とする。
- * この基礎的な事業の他、機能・体制の強化を実施する場合に国庫補助加算を実施する。(Ⅰ型～Ⅲ型の加算標準額は下記による)

Ⅰ型 (国庫補助加算 標準額 600万円)	Ⅱ型 (国庫補助加算 標準額 300万円)	Ⅲ型 (国庫補助加算 標準額 150万円)
<p>【Ⅰ型としての 国庫補助対象事業】</p> <p>●事業内容 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発</p> <p>●職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、1名以上を配置し、2名以上を常勤とする</p> <p>●利用定員 1日あたり実利用人員20名以上</p> <p>●国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、600万円を追加補助 ※委託相談支援事業をあわせて実施することを必須条件とする(本補助の報酬対象外)</p>	<p>【Ⅱ型としての 国庫補助対象事業】</p> <p>●事業内容 地域において就労が困難な在宅障害者を通所させ、機能訓練、入浴等のサービスを行うことにより、自立と生きがいを高める</p> <p>●職員配置 自治体の単独補助による事業の職員の他、常勤1名以上を配置</p> <p>●利用定員 実利用人員15名以上</p> <p>●国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、300万円を追加補助 ※個別給付事業へ移行するための加算制度(200万円/年、2年を限度)を用意</p>	<p>【Ⅲ型としての 国庫補助対象事業】</p> <p>●事業内容 小規模作業所としての運営実績5年以上</p> <p>●職員配置 自治体の単独補助による事業の職員1名以上を常勤とする</p> <p>●利用定員 実利用人員10名以上</p> <p>●国庫補助加算標準額(案) 地方交付税による自治体補助に加え、150万円を追加補助 平成18年に限り実利用人員が5人以上10人未満の小規模作業所において、実利用人員の増加等地域活動支援センターへの移行計画を策定した場合、Ⅲ型を認める経過措置を設ける</p>
<p style="text-align: center;">地方交付税による自治体補助事業</p> <p>●補助額 600万円 (平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額)</p> <p>●事業内容 創作的活動、生産活動、社会との交流促進等</p> <p>●職員配置 2名以上とし、うち1名は専従とする</p> <p>●利用定員等 特に規定なし</p> <p style="text-align: right;">国庫補助の無い小規模作業所に対する自治体補助事業</p>		

小規模作業所から地域活動支援センター等への移行について



平成18年10月から、小規模作業所は、地域活動支援センター以外にも、就労訓練等の新体系サービスに移行し、事業実施に応じた報酬を得ることも可能。

新体系への 移行に向けた 支援策	小規模作業所からの新体系 への移行準備経費4億 (平成17年度予算)	既存施設等が就労訓練設備等を 整備するための経費総額20億円 (平成18年度予算案)
---------------------------------	--	--

〈兵家連賛助会員募集〉

賛助会員となって兵家連をご支援ください。
機関紙を年3回お届けします

年会費 個人 3,000円
 団体 10,000円

振込先 郵便振替 01110-4-83568 □座名 兵家連

